

平成十九年広島県内水面漁場管理委員会指示第二号（コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持ち出し等の禁止及び放流等の制限）に基づき、広島県知事が公表することとされている水系の範囲は、次のとおりとし、平成十九年十一月四日から適用する。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 芦田川水系（八田原ダムから上流、御調ダムから上流、服部大池から上流及び瀬戸池から上流を除く。）

二 黒瀬川水系

三 江の川水系（土師ダムから上流、沓ヶ原ダムから上流及び灰塚ダムから上流を除く。）